

参議院商工委員会会議録 第二十九号

昭和三十九年五月二十一日(木曜日)

午前十時三十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 前田 久吉君

理事

上原 正吉君
近藤 信一君
田畑 金光君

委員

大谷藤之助君
川上 為治君
岸田 幸雄君
小林 英三君
豊田 雅孝君
八木 一郎君
吉武 恵市君
阿部 竹松君
大矢 正君
椿 繁夫君
藤田 進君
鈴木 一弘君
奥 むめ子君

國務大臣 福田 一君
通商産業大臣 福田 一君
政府委員 竹下 登君
通商産業省 磯野 太郎君
通商産業省 官本 惇君
公益事業局長 小田橋貞壽君
常任委員 小田橋貞壽君
政務次官 小田橋貞壽君
事務局長 小田橋貞壽君
常任委員 小田橋貞壽君
政務次官 小田橋貞壽君
事務局長 小田橋貞壽君

本日の会議に付した案件

○電源開発促進法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○織維工業設備等臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(前田久吉君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせ会の協議事項について御報告いたします。本日は、電源開発促進法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取した後、織維工業設備等臨時措置法案の質疑を行なうことになりましたから、御承知を願います。

○委員長(前田久吉君) 五月十五日、予備審査のため本委員会に付託された電源開発促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。福田通産大臣。

○國務大臣(福田一君) 電源開発促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、電源開発株式会社建設する福井県九頭竜川水系の電源開発資金の一部を国際復興開発銀行から借り入れるため、その借款に担保を付する等所要規定の整備をしようとするものであります。

いうまでもなく、わが国の電力需要は、産業構造の高度化、生活水準の向上に伴いまして、今後ともますます増大する傾向にあります。これに対す

る供給力としては、火力技術の高度化等を反映して、大容量火力が中心となつていく趨勢にはありますが、この火力の経済性を確保するためには、ピーク供給用、さらには事故時の緊急用電源として、大貯水池式ないし揚水式水力を組み合わせる必要が最も望ましく、火力の建設と並行して一定割合の水力を開発することが必要であり、今後原子力発電の開発が進めば、水力開発の必要性はさらに増大するものと思われま

九頭竜川の電源開発もこのような観点から昭和三十八年五月の電源開発調整審議会の議を経て、電源開発株式会社が着工すべき地点と決定されたものであり、昭和四十二年十一月と予定される本開発完成の晩には、増大するわが国中部の電力需要の充足に重要な役割りを果たすものと期待されております。このような水力開発にはできるだけ長期低利の資金を投入しなければならぬことは申すまでもありませんが、国際復興開発銀行の資金は十分このような要請にこたえ得るものでありますので、政府としては本年度以降約四年間にわたり、九十億円の同銀行資金をこの九頭竜川開金に投入することに予定したのであります。なお、このような外貨借款がわが国国際収支の改善に寄与するものであることは御承知のとおりであります。しかしながら、国際復興開発銀行から融資を受けるにあたっては、従来の例からして電源開発株式会社の資産の上に担保を設定する等の手続を整備することが必要とさ

れております。よって、この際、電源開発促進法に所要の改正をしようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(前田久吉君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は後日に譲ることとしたします。

○委員長(前田久吉君) 次に、織維工業設備等臨時措置法案を議題といたします。前日に引き続き質疑を行ないません。御質疑のおありの方に順次御発言を願います。

○近藤信一君 法案の審議に入る前に、委員会の運営上の問題について、ちょっと一言発言しておきたいと思っております。それは、国会も四十日間延長になりましたし、法案もまだこれから十分審議しなければならぬ。そこで、私は国会法に基づきまして、やはり過半数以上がなければ委員会を開くことができない、この原則は守っていただきたい。しかし、それまたた開会のことだけ頭をそろえればよろしいというところとでなくして、やはり国会議員として皆さんも出てきておられるのだから、やはりこの委員会でも十分審議していただく必要があると私は考えるのです。そこで、社会党といたしましては、定数が不足したならば委員会を休会せよと、こういうふうなことも言われてお

るわけでございますから、ただ開会のときだけ定数がそろえばよろしいというふうな従来の慣例ということとはひとつやめていただいで、今後は必ず定数をそろえて委員会を開催してもらいたい、このことを委員長に強く要望しておきます。

○大矢正君 このたび新しく提出をされました織維工業に対する法案に対して、これから質問をいたしたいと思っております。私としては基本的な考え方の問題について、まず大臣からお伺いをし、さらに法案の個々の面において及ぼす影響等について事務当局に質問をし、最後にまたそれら具体的な答弁に基づいて大臣にこれからの基本的な考え方についてお伺いをするという方向で質問を進めてまいりたいと思っております。

最初に大臣にお伺いをいたしたいことは、昭和三十一年現行法成立以来約八年間の歳月を経過いたしておりますが、ここに新たに織維法を出してまいりましたことにつきまして、その目的とするところが現行法と新法においてどのような違いがあるのか、この点から質問をいたしたいと思っております。

○國務大臣(福田一君) これはまあ御案内のように、本法の目的といたしてあります。第一条に、すでに規定をいたしておるところでございますが、この織維工業設備の設置及び使用を規制をいたしまして、そうして過剰紡績機の廃棄の促進等に必要措置を講じよう、こういうのが目的であります。前の法律におきましては、この点が「輸出の発展に寄与するため、織維工業設

備に関する規制を行なう、こうなつておるわけであり、輸出工業設備に関する規制という意味におきましては同じであります、今度の法律の中に、過剰精紡機の廃棄の促進というように、それが目的の自體に、前の法律では輸出の発展、こういうことを特にうたつておつたわけであり、もちろん輸出の発展は大事でございますが、これはまずその後尾におきまして、最初の目的として旧法では掲げておるのを、そういうようなことをして、そして正常な輸出の発展に寄与する、こういうことになつておりますので、いわゆる過剰精紡機の廃棄の促進、こういうことがまあ前の法律と変わつておるところと御了解願いたいと思つております。

○大矢正君 私、考えてみまするに、繊維工業といふことになりますれば、単に天然繊維にとどまらず、最近ますます拡大基調をとつております人造繊維、いふならば化合繊維といふものがあります。したがつて、今日繊維工業といふものはわが国の工業、産業また経済の上において、どのような役割りを果たしているかといふことを基本的な考え方として、法律が生まれ出なければならぬと思つております。一つには、一年間十二億ドルの外貨をかせぐ、もちろんこの中には天然繊維の原料の輸入が占めますから、すべてが手取り外貨と申せませんが、たとえそれが加工にいたしましたとしても、わが国が外貨を獲得する面においては重要な役割りを果たしていることは事実であります。二番目には、わが国の工業生産の中に占める繊維産業の地位といふものは重化学工業中心となつ

た今日においても、なお非常に大きなものがあると思つて、また第三には、労働力を需要するという面におきましても、これまたかなりの影響を持つ産業であります。このように考へてみますれば、繊維工業といふものは、部分的なものの判断ではなしに、日本の経済全体の基盤に立つて考へるべき重要な産業であると思つて、

そこで、このたび新しく提出をされた法案を見ますと、ただいま大臣が御答弁ございましたように、設備の登録、そして使用の規制、設置の制限、また過剰精紡機の廃棄といふことに重点が置かれております。こういうことでは基本的な繊維工業のあり方を規制することは私にはできないと思つて、かゝる規制を、ないしはまた廃棄の促進を行なうことによつて、スクラップ・アンド・ビルドが実際に行なわれたとしても、日本の繊維産業がいま申し上げた三点の上において、必ずしも有効な効果を持ち得るとは思われぬのであります。したがつて、私に言ひしめすならば、もつとこの法律は大きな面においてものを考へ、国内全体または国際的な視野に立つてものを考へて法律をつくるべきであつたのではないだらうか。ところが、残念ながら、この法律は過剰精紡機をいかに廃棄するかといふことだけに重点が置かれた法律であります。もちろん設置の制限といふものはあります、その他は従来

の法律とはいはざるも変わりがありませぬ。こういう面において、私はその法律が掲げられた効果について、非常不安を持つておるわけであり、大臣の御答をいたしたいと思つて、

○國務大臣(福田一君) お説のとおり、この繊維の問題が、日本の産業の中に占める位置並びに輸出において占める位置、また労働問題において占める位置といふことを考へてみますると、繊維産業に対するわれわれの態度は慎重でなければならぬと同時に、また全般的な見地からものを見、また国際的な視野からこの問題を考へていかなければならぬことは、お説のとおりであると存じております。しかし、われわれがいまここに提出した法案は、いま御指摘がございましたような、設置とか使用の制限とか、あるいは過剰精紡機の廃棄の促進といふようなスクラップ・アンド・ビルドの方向を出したのであります。これは御案内のように、長い間審議会におきまして、業界並びに公平な第三者等の皆さん方においてを願つて、そしていろいろ御審議をしていただいた結論として、大体この法案のような骨子に基づいて措置をさしあたりすべきであるといふような結論が出ておるわけであり、それが出るまでの間に、いろいろ議論がたくさん出てまいりました。特に国際的に見ると、いろいろな問題がございましたが、私はこの繊維の問題を取り扱つておる一番むずかしい点は何であるかといふこと、新しい繊維が次々と出てくるという点でございます。たとえ生糸のような天然のものでございませぬ、それにかわるものが出てこない場合に、生糸の繊維の問題について法律を制定するといふ場合には、割合にこれは問題が簡単なものではなからうかと思つて、ところが、いまは御案内のように、日進月歩の勢いで新しい繊維とい

うものがどんどん出てきておるといふような時期に際しては、その新しい繊維をまじえて、それだけでものが解決するのじゃなく、またそれとまじつた混紡といふようなシステムがまたどんどん出ておるといふようなところに、この繊維の問題解決のために非常に複雑さが出てきておると思つております。そういう点もいろいろ御研究願ひまして、われわれとしても研究をいたしましたところ、結果として、まずさしたところ、全部が解決したというわけではございませんが、少なくともこの段階のことではございませぬから、将来また必要があれば、またそういう問題が起きれば、法の改正あるいは新法の制定といふような問題も起きるかもしれませぬけれども、いまわれわれが考へ得る限度においては、最小限の程度の措置はいたすべきである、こういう意味でこの法案を提出いたしましたのであります。したがつて、いま仰せになりましたように、これではまだ全部をカバーしないし、不安の面があるといふのは、われわれもその意味では、いささか心配の面もあるわけでありませぬ。しかし、少なくともそれだけはしなければならぬという意味におきまして、この法案を提出いたしておることを御了解願ひたいと思つて、

○大矢正君 先ほど来申し上げておりますとおり、今日、この人造繊維の急速な拡大発展というものが、ある意味におきまして、天然繊維を後退せしめておるといふ面もあるわけでありま

す。したがつて、この法律の名前にあげられておりますように繊維工業、これは天然繊維の紡績の段階でどう規制をするか、どう合理化をするかといふそれだけの議論にとどまるのではなく、人造繊維、化合繊維を含めた形で、繊維全体の中で法案といふものが生まれるべきではなかつたかと思つて、この法案が、遺憾ながらこの法案は天然繊維の段階においての紡績を中心とした規制、もちろん幅出機についての登録及び設置の制限はありますが、中心の課題はあくまでも紡績の機械に対しての、いふならば制限であり廃棄であります。化合繊維の面におきましては、この法案の中で考へられる面といたしましては、化合繊維を用いての紡績の段階、このことはもちろん考へられますが、これではどうも天然繊維中心の法律であるといふように考へざるを得ませぬ。そこで、もちろん今日、人造繊維といふものが需要の拡大によつて設備を云々しなければならぬような状態ではないことは私も認めますが、しかし、昨今のように化合繊維の急激な拡大といふものが、やがては大きな天然繊維との競合関係とあわせて繊維全体の立場でものを見なければならぬ時期がくるものと思つておるわけであり、この面について、どうしてこの法律をもつと基本的なものにしなければならぬかといふことをお伺ひしたいと思つて、

○國務大臣(福田一君) 御指摘のとおりでございます、この化合繊維の問題が非常に大きな問題として順次クローズアップされてくるであらうかといふことは、われわれも想定をいたしておる

のであります。また、これがあまりに過当競争を生じたり、あるいはまた過剰な設備が行なわれたりすることとは非常に心配な面もございませう。同時にアメリカ、イギリスあるいはイタリア等における合衆の進歩というのは著しいものがございませう。これが日本にどんどん入ってくる段階になってまいりますという、いわゆるただいまわれわれが提出いたしておりますような特定産業振興法という問題からこの問題を検討し、そして合衆に従事しておられる経営者、労働者その他中小経営者すべての問題も含めてこれを考えなければいけないという事態も起こるでございませう。いろいろわれわれとしては、いま御指摘になったとおり、こういう問題がいろいろあることはわかっておりますわけでありませうが、それはすでに大矢委員が御認識を賜っているように、いわゆる日本の綿業というものが繊維の中において今日まで占めてきたこの重要性、また今後もお綿というものの持っている特質が嗜好というものに合、あるいはまた気候というものに合、あるいはまたなりませうと、これが全然なくなってしまうというものはあり得ない。輸出の面においてもやはり私はこれがまだまだシェアを持っていくと思つて、そういう場合において、日本でこれだけ長い期間にわたって行なわれてきたところの綿関係の問題については、少なくともこの程度のことにはすべきである、こういう結論が出したので、また、この結論を取り上げてここに法案として提出いたしました。

の点大いに反省して、この際有効に時間が多少かかっても質問をさせてもらいたいと思つて、御了承を願いたいと思つております。

次にお伺ひいたしたいことは、たゞいまの大臣の御答弁には、合衆の分野においては特振法があるから、その面においては生産の調整なり、設備の調整というものができると、したがって問題はなしいという御答弁のようでありませう。しかし考えてみますと、天然繊維の分野における紡績は、この法律によって行なわれる。合衆はこれまた同じ繊維でありながら、特振法で行なわれる。企業的に見た場合における中小企業は、これは中小企業団法でやられるんだと、こういうことでは私は繊維産業に対する基本的な方向というものは定まらないのではないかと、心配がございませう。しかし、大臣の御答弁によると心配はないと、大臣の御答弁によつてこの問題は具体的に議論を展開したあとで質問することにしたしまして、昭和三十一年に現行法が成立を見まして、昭和三十一年に現行法ももちろんのこと、国会で御答弁がございましたとおり、現行法といえども、現行法は操短を目的とする法律ではない、あくまでも目的にあると、これは繊維工業の合理化を主眼としたものであると強調されておられます。ところが、遺憾ながら八年たちましても再びここに新たに同じ目的を持つ法律を、中身の多少の変更はありますが、出さなければならぬということの理由が一体どこにあつたのか、もつと具体的に申し上げますならば、八年の間どうして繊維工業というものは合理化できなかったのか、日本の経済の体

制、産業の体制を自由化を控えてますます充実したものになければならぬ、という議論は当時からもあつたはずでありませう。にもかかわらず、今日あらためて、ほぼ同様な内容のものを提出しなければならぬというからには、何らかの原因なり理由が私にはあつたと思つておられます。大臣は具体的にこの面についてどう把握されておられるか、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(福田一君) これはまあその面においていろいろ問題はあつたと思われらるるのですが、何といつてもこの過当競争がある程度行なわれておりました、そして過剰設備の廃棄が十分行なわれなかつたということが一番大きな原因であつたのではないかとわれわれは考えておるのであります。もとよりほかにもいろいろの理由がございませう。しかし、これはおしなべて大企業の場合と中小企業、小企業の場合ではだいぶ事情が違ひまして、大企業の場合においては設備の改善等が進んだところもあるし、中くらのところもあるし、中小企業ではなかなかそれが進んでおらなかつたという事情もある。いろいろな面はございませうが、いづれにしてもある程度簡単に仕事ができるというふうなことから、いわゆる過剰設備に相なつてまいりまして、その過剰設備のいわゆる整理というものが行なわれな段階においてこのまま進んでいったのでは、みんながある程度共倒れになるか、あるいは中小企業が特に被害を受けるというふうに相なるのではないかと。そこで私たちは、そういう中小企業等が特に被害を受けることのないように、こういうものを擁

護しながらいわゆる過剰設備の廃棄をはかつていく、こういうことが必要である、こういう考え方でございませう。

○大矢正君 いまの大臣の御答弁を承りますと、これはどうも過去における問題の認識ではなしに、これからどうするかという御答弁のようになつておられます。私がお尋ねをいたしておられるのは、これからどうするか、どうするの、ということをお尋ねしております。過去八年の間、同様の目的と効果を持つ法律が承つておられた理由はどこにあるのかということをお尋ねいたしておるのであります。過去八年間、新法に基づいて最終年度の一年は別として三年間、あわせて十一年間の長きにわたつて操短なり、ないしは設備の廃棄等を強調しなければならぬような産業が他にあらるか、どうか、もしあつたとすれば、この際承つておきたいと思つておられるし、単にそればかりではないし、どういふ理由で十一年間も同様の効果を持つ法律を延ばしていかないか、この間、この間、この間の経緯の御説明を願ひたい、こう申しておるのであります。

したように、いろいろの問題がまだ内在いたしております。そうしてそれがどういふ形にいくかといふことは、世界の繊維業界の動きとも考慮を要すると思つておられます。さしあたりこの面についてこの法案を御審議を願ひ、そしてこれを実施に移して、スクラップ・アンド・ビルドを考へる、同時に、常に四囲の情勢、国内の情勢等も十分見守りつつ、必要に応じてまた対策を考えてまいり、必要に応じてまた対応を考へてまいり、かように考えておる次第でございませう。

○政府委員(磯野太郎君) 過去の経過でございませうから私御説明いたしますが、考え方としては、まず第一に、現行法を制定いたしましたときに、もちろん過剰設備があるというところを認識いたしまして、しかし、その時点におきます過剰設備は、将来繊維の需要が出てまいりました場合にそれが動くであろう、将来増加需要に対して動かすことができるという認識をいたしておたわけでございます。ところが、この点につきましては、これも

第九部 商工委員会会議録第二十九号 昭和三十九年五月二十一日【参議院】

御承知と思ひますが、現行法制定当時の精紡機の一分間の回転数は約八千回転でございましたが、現在は少なくとも一万二千回転くらいいたしております。八年間約五割程度の能率の向上が精紡機について行なわれました。したがって、動くだろうと思っております。した機械を動かさなくても済んだという現象がございます。

それから第二点といたしましては、これは現行法の運用よろしきを得なかつたということにもなるかと思ひますけれども、御承知のとおり第二十四条で、過剰精紡機に對しまして通産大臣が格納の指示をいたしたわけでございます。これが格納的には半年半年ごとの操短率、格納率、つまり操短率に相なっておりますけれども、この操短率が企業に對して行なわれました場合に、指示されました場合に、たとえば三〇％操短という場合に、その百の中の三十台につきましては、結局企業者としたしましては、動かない機械もその操短率の中に含められることが利益であるというふうなことがございまして、それでそういうふうな現実に動かない機械も業者はこれを保有しておつたということでございます。

第三点としましては、これも法律の——これはまあ法律を制定いたしましたことによる反射として出てくるかと思ひますけれども、全体につきまして設備——正確に申しますと使用制限でございますが、そういう制限を行ない、機械そのものについて登録をいたしましたので、そういうことに対する法の反射として、精紡機の設置及び使用が一種の権利化したしまして、そういう巷間では登録権というふうな現象

が生じたわけでございます。これは業者といたしましては、そういう法の反射による権利を保有したほうが得だということでございますので、まあいろいろございまして思ひますが、いま申し上げましたような三点で、現行法では、たいへん残念でございますけれども、過剰設備の廃棄が進まなかつた、こういうふうな考へております。

○大矢正君 ただいまの御答弁で議論をしておりますと、こまかい問題になりますから、その点は避けたいと存じますが、いづれあらためて議論させていただきますが、そこで、この点は大臣から御答弁をいただけるのではないかと存じますが、合議の分野においては質問になります。過去におきましては、東洋レーヨンなり帝人なり、あるいは日レなりといわれるように、合議の業界におきましては、ごく少数の企業が設備を持つことが許され、したがって、その間においては生産と価格の調整というものが、法律の効果によつて保護されるということがなくとも行なわれてきたものと私は思ひます。しかし、今年三十九年度はかなり急速に他の企業も合成繊維とスフに乗り出してまいりました、このまままいりますれば、合議界自身におきましても過剰設備と過当競争というものは、必ずしもないとは断言できないと私は思ひます。そこで、これから

の合議メーカーに對して、政府としてはいかにやうな考へを持っていられるのか、大臣は特殊法において業界の自主性なり、ないしは通産省の指示により何とかしたいというふうな御答弁にあるいはなるかもしませんが、特振法は今日まだ成立を見ておりません

し、成立を見ていない法律を前提として考へを發表されても、私どもは納得するわけにはまいりませんので、どうされるおつもりか、この際考へを聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(福田一君) われわれとしては、いま御質問がございしました点では、非常に重要であると考えておりますが、一方においては、設備の問題が考へるときに、行政的な措置によつて考へるといふ方法がございまして、それから政策として言う場合には、いわゆる特振法のようなものを考へておるんだというところは、まあ申し上げることをお許し願へると思ひます。つまり、対策ができておるという意味で申し上げるのにはございせん。これからこういうことを考へてまいりたい、設備の制限の問題にしても、そのときそのときに考へておることでありまして、いまこういう問題を十分研究をいたしておる。まだ実際には委員会等で、まあ産業審議会におきましてそういう問題、設備の問題等についても十分研究をしていただいて、そういう程度に制限もやむを得ない、こういうふうな考へておるわけでありまして、私たちがこういうふうな考へてやっておりますが、これはまたもつと新しい繊維ができたかどうかという問題も実はあるものでありまして、そこに今度のいわゆる繊維の問題の一番むずかしいことは、ちょうど流安の問題と農薬の問題とが同時に議題になりましたが、確安の場合はあまり形が変わらない、あるいは一定成分を、アモンニアを持ったものというところで問題が明らかにされておつたわけであり

ますが、ところが農薬になると、日進月

歩に農薬ができておるようですから、農薬対策というものは非常にできなかったというところは御承知のとおりでございます。それにちよつと似通つたような面がこの繊維の問題にございいたしますので、こらまで打ちだめだ、これ以上は新しいものが出る余地がないということになると、非常にやりにいひでございますが、まだまだ進歩の過程にあるというところに非常にむずかしさがございいたします。そこで、そのことを踏んまへながら政策を立案いたしますとすれば、やはり先ほど申し上げましたような、設備のある程度の制限、過当競争にならないような制限とか、あるいはまた海外からそういうような繊維の攻勢がかつた場合において、その繊維産業は参るといふ場合を考へてみますと、特定の産業振興法というふうなもので、みんなが一緒になつてこの問題を解決する工夫を考へてもらう、こういうふうなことを政策として考へておるわけでございます。

○大矢正君 先日「繊維月報」という雑誌を読ましていただきましたところが、ある新聞社の方が、このたびの新しい繊維法に對しまして、一体なぜ繊維新法が必要なのかからなれないという立場で議論を述べられておるのであります。それを見ますと、今日わが國は、池田総理が言われるとおり自由経済である、自由経済の原則というものは、あくまでも競争の原理に基づいて行なわれなければならない、そのようには書いてはおりませんが、私が考へるのには、そういう議論の進め方がされておるのであります。そこで、一時的にその産業が過当競争のために将来危険性があるとする場合に措置すること

はあつたとしても、恒久的に法律に基づき国みずから乗り出して規制をすることに過当競争を防止しなければならぬという考へ方は、今日その立場から見たら成り立たない、こういうことを強調しておるのであります。したがって、その人は、もう八年間も現行法に基づいて過当競争を、操短なりその他登録制なり、それぞれの立場で行なつてきたのだから、もうその必要性はないということも盛んに言われております。なるほどこれも一つの議論であるには違ひありません。私はただいまその議論が正しいという意味で申し上げているのではないに、そういう議論があるということは否定ができません。

そこで、大臣は、私がいま申し上げました国内にある繊維新法はもう必要ない、この際八年間やってきたのだから、あとは自由競争にまかせるべきである、自由な戦いにすべきである、こういう主張に對してどう考へておられるか、この際御所見のほどを承つておきたいと思ひます。これは私がわからなから聞くといいよりは、いま申し上げたような議論が「繊維月報」というような繊維に關係のある雑誌に載つてくるという、このような情勢でもありますので、大臣としての御所見を發表していただくことは適切であらうという立場において質問をいたしておるわけでありまして。

○國務大臣(福田一君) ただいまの「繊維月報」の意見に對する御質問でございますので、さういふ心得で申し上げさせていただきますと思ひますが、これは、私ははなはだ卑近な例を申し上げて恐縮ですが、病氣をなおす、政治と

はあつたとしても、恒久的に法律に基づき国みずから乗り出して規制をすることに過当競争を防止しなければならぬという考へ方は、今日その立場から見たら成り立たない、こういうことを強調しておるのであります。したがって、その人は、もう八年間も現行法に基づいて過当競争を、操短なりその他登録制なり、それぞれの立場で行なつてきたのだから、もうその必要性はないということも盛んに言われております。なるほどこれも一つの議論であるには違ひありません。私はただいまその議論が正しいという意味で申し上げているのではないに、そういう議論があるということは否定ができません。

いうものは、ある意味では病気をなおすお医者さんの役目でございますが、病気をなおすときに、まあ二週間薬を飲めばなおるだろうと思つても、いよいよやってみなければ、やはりどうしてもなおらぬというときは、またあと一週間やるといふことはやむを得ないことです。非常に卑近な例を申し上げておしかりを受けるかもしれませんが、いまの繊維業界の実態を見てみましたときに、いままでもたしかに八年間やつてきましたけれども、その間に昇いて、いわゆる能率が向上して、能率が向上したために、先ほど局長が申し上げましたような登録を維持していくほうが得だ、操短をやる必要ができてそういう問題ができた。いろいろございしますが、いづれにいたしましても、いままでの過去の成長過程、また実在過程においてまた新しい事態が出てきておる。そしてそれがまた一つの弊害を生んでおる。その弊害をためるためには、いままでの薬とは違つた薬を入れて、そうしてしばらくの間やる。

これはしたがって時限立法でございまして、恒久的にやるのにはございせん。四年間の法律でやつてみた、こういうことになっておるわけでございます。私はこの政策の問題は、あらゆる面からいろいろ研究していただくことがけっこうでございますから、私は「繊維月報」がそういうことを言ったのは全然いかぬと、こういう考えではございせん。「繊維月報」のお考えも一つの考えでありましょう。しかし、私はいまここで自由にしたならば、弊害のほうが多い、したがってこういう法律によつて規制して、そうして弊害をためるほうが日本の繊維業

界のためにもなるし、日本経済のためにもなる、こういう観点から、私としてはこの法律を出しておるわけでございます。

○大矢正君 大臣が十一時半までしか当委員会におられないということであるので、あとわずかしか時間がありませんから、集約して二点ほどお尋ねをしておきたいと思つておる。

そこで一つは、これは衆議院でも指摘をされたことなわけですが、衆議院だけじゃなくて、いろいろ新法に対して意見を述べている雑誌や新聞等を見ましても言われていることなわけあります。この法律ほどわかりづらいつい法律はないと、こう言われております。まあ頭のよさと毛並みのよさでは大蔵官僚が通産官僚かといわれる通産省でおつくりになつた法律でありますから、私も私が見てもなかなかわかりづらいついことでは当然のことであると思つてございしますが、しかし、国会の中で議論をされていくだけで法律の内容でありますれば問題はないのであります。実際に国民の一人一人が、業者の一人一人がこの法律を読んで、その法律に基づいて事業を行なわなければならないといふことが裏にはあるわけでありまして、これは通産省でつくられた原案がこのとおりのものであつたのか、あるいは原案はもつとわかりやすいものであつたが、法制局でなおわかりづらくされたのであるか、その点のことはいろいろあるかと思つておる。この法律をかりに何度読んでみてもなかなか条文を理解することは困難であります。そこで、別にいやがらせず申すわけではありませんが、こういう古今まれに見る解説不能な法律

というものは、これからはなるだけおつくりにならないほうがよろしいのではないかと。中学校を卒業した、義務教育終了の課程の方々が読んでおられるような法律をつくれとまでは申しませんけれども、一応の社会人としての教育がありとすれば、読んでわかるような法律にこの際すべきだと思つておる。私はこれからの立法にあたりましては、極力そういう方向で進むべきであると思つておる。この点は大臣から御答弁をいただくとすれば、むしろ大臣がこれから行政を行なうにあつての考え方としていただきたいと存じます。

最後に大臣に質問をいたしたい。この法律は四年間の効果を持つが、実際には三年間でそれを実施し、あとの一年間はアフター・ケアという形で様子を見るということになつておると思つておる。そこで私は臨時立法法でありますから、当然のこととして、わずかの期間に限られる法律であらうといふことは、原則的に理解がいくのであります。現行法も臨時措置法でありますから、八年間実施し、なおかつ、また四年間延長しなければならなかつたという、延べ十二年間にわたる法律になつてしまふのであります。そこで大臣としては、いかような立場や情勢があつても、この法律は、この法律においてきめられておる四年間の期間をもつて廃止しないしは廃棄するというお考えがあるのかどうか。これは将来にとりまして、またこれから議論を進める上におきまして、いろいろ重要な関連を持つ問題でありますので、明確にひとつ御答弁をいただきたいと思つておる。

○国務大臣(福田一君) まず、最初の

お尋ねでございますが、全くもう私も同感でございます。私が出しておつてそういうことを申し上げては恐縮であります。今後ともつとわかりやすい法律をつくるということは、もう十分注意をいたしてまいりたい。なお、この法律が幸いに皆さんの御審議で通過したような場合におきましても、私はこの法律がどういふような目的で、どういふことができるかというPRと言いますか、みんなにわからせる努力というものについては、極力これは通産省の事務当局をして、また関係団体をしてやらせるつもりでありまして、たとえ少しの精紡機を持つておる人でも、わかりやすいような解説をせよとやらせ、こういう考えでおりますが、今後の問題といたしましては、お説のように、ひとつ十分注意をいたしたいと存じているところでございまして。

なお、この法律はほかの法律とは違つて、もう四年たちますと失効するということに法文上相なつておるわけでございます。この法律自体がもう一べん延長されるといふことはございせん。ただ、新事態がこの業界の間に出た場合には、新しい立法がそのときにどういふものに関連して生じられるかどういふものかについて、○大矢正君 重ねてお伺いをします。これは、新しい形で法律が提出をされることは、かりに四年後にあつたとしても、現行法をそのまま延長するといふ事態はないと解釈してよろしいのですか。

○近藤信一君 大臣が、もう少しの間、こちらでよろしいと思つておるから、一、二点御質問を申し上げたいと思つておる。現行法が制定されたのは昭和三十一年の四月、そのときにこの現行法が提案されまると、繊維工業の設備制限に従つてその当時には、まあ非常に金属関係、機械の金属メーカー、これは非常に反対したわけなんです。と言つて、一方を生かすために一方を殺さなくちゃならぬ、こういう法案ではないかと、こういうことで、労使双方が猛烈な反対陳情が国会になされたわけなんです。当時は大臣は違ひます。けれども、その結果成立にあらまして、四つの附帯決議がつけられたわけでありまして。そこでこの四つの附帯決議とは、どういふ決議であるかといふと、第一番が、「繊維機械の更新計画を毎年樹立し、これを強力に実施すること。」これが一つで、二つ目には、「繊維機械の耐用年数を短縮し、その近代化を促進すること。」三つ目は、「繊維機械設備の更新促進のため必要な予算的措置を採ると共に、所要資金の確保に努めること。」四つ目は、「繊維機械の輸出の増大を図るため、積極的な措置を講ずること。」この四つの附帯決議がつけられておる。この法律案といふものが成立をみておるわけでありまして。そこで附帯決議がつけられたあとで、当時の大臣は、その附帯決議の趣旨に基づく努力をしますといふ、いつもながらのごあいさつがあつたかと思つておる。先ほど来大

○国務大臣(福田一君) これをもう一度このままの形で延ばすといふことはございせん。

○大矢正君 大臣が、もう少しの間、こちらでよろしいと思つておるから、一、二点御質問を申し上げたいと思つておる。現行法が制定されたのは昭和三十一年の四月、そのときにこの現行法が提案されまると、繊維工業の設備制限に従つてその当時には、まあ非常に金属関係、機械の金属メーカー、これは非常に反対したわけなんです。と言つて、一方を生かすために一方を殺さなくちゃならぬ、こういう法案ではないかと、こういうことで、労使双方が猛烈な反対陳情が国会になされたわけなんです。当時は大臣は違ひます。けれども、その結果成立にあらまして、四つの附帯決議がつけられたわけでありまして。そこでこの四つの附帯決議とは、どういふ決議であるかといふと、第一番が、「繊維機械の更新計画を毎年樹立し、これを強力に実施すること。」これが一つで、二つ目には、「繊維機械の耐用年数を短縮し、その近代化を促進すること。」三つ目は、「繊維機械設備の更新促進のため必要な予算的措置を採ると共に、所要資金の確保に努めること。」四つ目は、「繊維機械の輸出の増大を図るため、積極的な措置を講ずること。」この四つの附帯決議がつけられておる。この法律案といふものが成立をみておるわけでありまして。そこで附帯決議がつけられたあとで、当時の大臣は、その附帯決議の趣旨に基づく努力をしますといふ、いつもながらのごあいさつがあつたかと思つておる。先ほど来大

○国務大臣(福田一君) これをもう一度このままの形で延ばすといふことはございせん。

○大矢正君 重ねてお伺いをします。これは、新しい形で法律が提出をされることは、かりに四年後にあつたとしても、現行法をそのまま延長するといふ事態はないと解釈してよろしいのですか。

○国務大臣(福田一君) これをもう一度このままの形で延ばすといふことはございせん。

に、八年間の経過の中でこの附帯決議がどのように実施されておるか、この点についてひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(磯野太郎君) 経過でございますので、私簡単に御説明いたします。当時のことは私もよく存じませんけれども、当時繊維機械メーカーが相当あったわけでございますが、その繊維機械メーカーは、そのうちのある数は、いろいろ他の産業機械でございますとか、自動車の部品工業というふうな転換をいたしました。現在は大きなのは繊維機械メーカーとして四社程度あるかと思ひます。企業の関係はそういうふうなわけでございます。

それから企業に対する繊維機械の発注の状況でございますが、これは当時そういうふうな附帯決議のつけられた関係がございまして、発注と申しましたか、繊維工業設備の近代化につきましては、現行法のもとでも相当行なわれたのでございます。これも先生よく御承知と思いますが、推定といたしましては、現行法ができました昭和三十一年から現在までに大体年間三十万錠程度の精紡機の発注が行なわれておるといふふうな数字になつております。そう低い数字ではないというふうな考へております。

○近藤信一君 いま局長が答弁されましたように、繊維機械メーカーが今日他の自動車とか工作機械とか、こういう仕事に転換するということは事実であります。それはなぜかと申しますと、この現行法が国会に提案されるであらうということが予想された当時、いわゆるかけ込み設備というものが非常にあつたわけですから、これは大臣

も御承知のことと思ひます。そのときも、したがって繊維精紡機の発注も相当あつたわけでございます。そのときにばたばたとかけ込み設備で機械メーカーのほうも相当仕事があつたところがある後、ばつたり仕事があつたやうなところが、従来何十年もやつてきたこのメーカーは他に生きる道を求めなければならぬ、こういう状態になつて今日に至つておると私は思ふ。そこで今度の法案が出されるに至りまして、さらに強い制約というものが機械メーカーに加えられるので、はなれないかというふうなことが予想されるわけでありまして、今度の法案とは直接は関係がございませぬけれども、受ける影響というものは非常に私は大いなものがあるのじやなからうかと思ふのですが、そういう点はいかがですか。

○国務大臣(福田一君) 私は今後の問題といたしましては、御案内のように、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドをやるわけでございまして、そういう意味でも注文があり得る。また新しく新設備をつくるということも行なわれますので、さほどの影響はないのではないかと、こういうふうな考へておるわけでございます。

○近藤信一君 これは衆議院で参考人をお呼びでいろいろ御意見を聞きまされた場合に、いわゆる廃棄処分になる繊維機械の古いやつを業者が直接払い下げてもらいたい、業者が後進国へ輸出できるようにすることにしてもらえないかという御意見があつたやに私は聞いておるのです。

○国務大臣(福田一君) われわれとしては、実はそういうふうにこちらで

持っている古い精紡機がよそへ行く、海外に輸出され、それによつて今度は日本の品物が売れなくなるということでは好ましいことではございませぬ。その場合におきましても、業者が持つてゐるのをすぐ直接に輸出するというところにいたしまして、えらい安い値で売つてしまつたり、あるいは自分の機械が売れるか売れぬかわからないのになつてしまつたりという場合もあつたので、そういう場合には機械業者に渡して、機械業者が出すということにいたしますと、自分らの商売にも影響がございませぬから、その点も十分考へてやりますので、直接に何か繊維機械自体の輸出に悪影響のないような措置でこの問題を処理したいという考へ方でございます。

○近藤信一君 私は当然そういうふうにならなければ、附帯決議の四つ目の輸出の増大をはかつていくというこの項目に対して了承しておられる政府当局として当然だと思ふのです。その点機械メーカーとしては、もしそういうことがなされるということであると、がますます困難になつてくる、そういうふうになされるのじやこれはいへんだという、そういうふうな空気があつたので、そういう点はこれからひとつ政府としては十分考へてやつていってほしい。

○国務大臣(福田一君) その点については十分配慮いたしまして、措置をいたしたいと存じます。

○大矢正君 局長にお尋ねをいたしました、現行法は「繊維工業設備臨時措置法」ところなつておりますが、新法

はそれに対して間に「等」ということばが入つております。そこで、字の上においては「等」ということが入つたか入らないかということでは、思ひます、性格的にはかなりの違いがあるのではないかと私は思ひますが、これはどこに違いがあるのか、どういふ理由でこれが挿入されたのか、その点についてまずお伺いをいたします。

○政府委員(磯野太郎君) 新しい法案に入つております「等」の字につきましては、これはごらんいただきまして、第一、第一条の後段のほうでございまして、第一、繊維製品の正常な輸出の発展に寄与することを目的とする。と書いてございまして、それを受けて、これも御案内でございまして、第四十条におきまして、輸出の秩序、正常な輸出の発展を確保するために通産大臣がメーカーに対して勧告をいたします。この勧告につきましては、設備に関する規制あるいは措置でございませぬので、そういうふうなことで「等」が入つております。

○大矢正君 次に、この設置の制限についてお尋ねをいたしますが、第三条に「精紡機又は幅出機は、繊維工業設備台帳に登録を受けたものでなければ、設置してはならない。」と、こうなつております。そこで私は法案の条文にとらわれて質問を申し上げるのではなく、基本的なものの考へ方の上について理解ができない点があるのでお尋ねをするわけでありますが、かりに登録をするということになりますれば、一つの物体があり、その物体があることによつて登録を受けることにならぬと思ふのであります。ところが、ここでは登録を受けたものでなければ設

置ができないと、こうなつておるのでありますから、何もないうちに登録を済ませるといふことになるわけですね。設備なり機械というものが何もないうちに登録を受けるということになるわけです。人間でありますれば、生まれたからそこに戸籍が生ずるわけでありまして、生まれてない人間にまで戸籍をつくるというわけはないわけですね。これは一体どういふことになるのでしょうか。

○政府委員(磯野太郎君) 第三条の設置の制限の大意につきましては、いま御指摘のとおり多少意見なり議論があるような気もいたします。ただこれは御承知でございまして、一つは現在現行法がございまして登録制をとつておりますので、それとの関連――まあ悪いことばで申せば、その残滓が残つておるといふようなことございまして、いざいざいざいざと、いま御指摘のございましたとおり、物体がございませぬ前に事前登録というふうなことに相なつておりました、この事前登録におきまして申請する事項は第六条にいろいろ書いてございまして、そういうふうな第六条所定の事項が、物体がない以前に登録をさせるといふふうな事前登録制に相なつております。

○大矢正君 前の法律にももちろん登録というものがあつて、設備に対して登録をしなければならぬと、こうなつておられますが、これはあくまでもものを登録せよ、というのであります。たとえば通産省なら通産省の許可のないものは設置してはならないというならば、これは話はわかるのです。と

置ができないと、こうなつておるのでありますから、何もないうちに登録を済ませるといふことになるわけですね。設備なり機械というものが何もないうちに登録を受けるということになるわけです。人間でありますれば、生まれたからそこに戸籍が生ずるわけでありまして、生まれてない人間にまで戸籍をつくるというわけはないわけですね。これは一体どういふことになるのでしょうか。

ところがそうじゃなくて、登録を受けたものでなければ設置ができないということはどうしても理解ができないのです。そうじゃないですか。前の法律にはそういう文面があったから、この際載せたんだということでありませう。現行法をつくる時にはそれがどうだったんです。もちろんそれは仮登録というものがあります。かりに登録をし、そして設置ができる。できたらそこで本格的な登録になる。こういう現行法の体制はなるほどそのとおりであります。しかし、ないものを登録せよというのは元来おかしいじゃないですか。

○政府委員(磯野太郎君) いま御指摘のことは、御指摘のとおりの方もあるかと思いますが、まあ私も現行法とのつながり、経過から説明させていただきますが、これも御承知でございますが、現行法におきまして「登録申請書を受領したときは、その精紡機、織物幅出機又は紡糸機を検査し、その精紡機、織物幅出機又は紡糸機が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、登録をしなければならぬ」と書いてございますが、現行法はただいま申し上げましたとおり、技術上の基準に適合しているかどうかという点についての判断をするというふうな、非常にやかましい規定になっております。それでこれの意味合いでございますけれども、まあ私の考え方はいたしましては、現行法におきましては、各織維間につきまして御承知のとおり十の村区分を設定いたしましたして、非常にある意味で窮屈

な規制をやっております。そうしてその十の村区分が守られることが絶対必要であるという考え方に立っております。それでつくられます精紡機が各村区分に適合しているかどうか等々の問題について技術上の点も借りてそれを判断するということになっておると思えます。この新しい法案におきましても、これは村区分の点は御承知のとおり十の村区分が実質的には六つの村区分になったわけでございますが、なお三年間は村区分がございまして、そういういろいろの關係がございまして、事前登録制をとっておりますというふうな考慮をしております。

○大矢正君 登録ということと設置制限についての許可制ということ、こういうことは非常に大きな間違いがあるか。それは設備の過剰が将来起こる危険性があるから、その面においてチェックしなければならぬという考え方があってこういうものが生まれてきたと思っておりますが、そういうことでありますれば、最初からなぜ許可制にしないのか。もとよりこの附則からまいりますと、附則の面においては、現行登録を受けたものは新法に基づく登録を受けたと同様な効果を持つということが規定されておりますから、大部分の機械については自動的に登録ということになることは理解ができませんが、新しく設置される場合ないしは過去において無登録の場合に行なわれておった紡績機械というものは当然そのワクの外でありますから、登録を受けて新たにやるということになると思っております。そこでなぜその

設置を許可制にしないのか、登録ということだけで表現がされるのか、この点はどうなんですか。

○政府委員(磯野太郎君) これはまず第一に、ただいま御指摘がございまして法律から新しい法律へと移行する新しい法案でございますので、そういう点から言いますと、現行法によっていろいろ規制といたしますか、現行法による仕組みによって業界といいますが、設備の規制ができておるわけでございますので、新しい法案に移行する場合には、その辺の關係をあまり変動しないほうが便利であろうということが一つあると思えます。それが現行法と同じように登録制をとったものというように考えておられます。

それからもう一つは、御承知のとおり現行法は、使用制限でございますが、第二条で、登録を受けたものでなければ糸の製造の用に供してはならないという使用制限をやっております。それでこの法案におきましても、やはり第五条で御了承承いただきましたように使用の制限をやっております。これは三年間村区分があるというふうな点と対応するわけでございまして、いわゆる紡出制限をやっておりますので、現行法の關係からまいりますと、現在織維局にございまして織維工業設備台帳に精紡機が登録されたその区分で引ける糸以外は引いちゃいかぬというふうな使用制限をやっておりますので、それをチェックするといいますが、使用の制限をやりやすいために、やはり登録制をそのまま引き継いで受けたほうがやりやすいというふうなことでございます。そういうふうないろいろな

点から単純な許可制にできなかったというふうな考慮をしております。

○大矢正君 次に、だいたい飛びますが、法案の条文上わからない点があるので先ほど来お尋ねしているわけでありまして、現行法の第三章によりまして、「過剰設備の処理」と、こうなっております。ところが新法の第三章は「精紡機の使用の停止」と、こうなっております。そこで、現行法と新しい法律の目的を見ますと、その目的では、新法は過剰設備の廃棄に重点を置いていると、こうなっております。ところが、実際の法の内容はそれがさかさまになって、現行法のほうが明確に「過剰設備の処理」というようになっておる。新法のほうは「精紡機の使用の停止」とこれは目的と内容が明らかに違っておりますのではないかと、私はそう思っております。現行法で精紡機の使用を停止するといふなら、格納の裏づけをしていなければならないはずですが、そういうことが新法に出てきて、現行法のほうがむしろ明確に「過剰設備の処理」と、こうなっているのはどういふことでこうなったのか、その点お伺いしておきたい。

○政府委員(磯野太郎君) いまの御指摘の点につきましては、まず現行法におきまして「精紡機」と書かないで「過剰設備」というふうな書いてございましては、ここで第二十四条に書いてございまして、ここに第三つを入れてございまして、その組み合わせ三つを含んで過剰設備があるかないかという判断をいたしますので、過剰設備というふうな書いておられます。新しい法案につきましては、その第十七条は幅出機、紡糸機は入ってございませぬ。精紡機だけでございますから、精紡機というふうな把握しております。それから現行法の「処理」の字でございまして、この「処理」につきましても、これも御案内のとおり、「廃棄、格納その他の方法により処理すべき」と書いてございまして、処理の内容といたしましては、「廃棄、格納その他の方法」といろいろな方法があるというふうな感じ方でございます。それに對しまして新しい法案のほうは「使用の停止」の一本で書いてございまして、こういうふうなことでございまして、ただいま御発言の、むしろ過剰設備の廃棄を促進するという考え方からくる表現につきましては、現行法のほうももつとほつきり出ておるのではないかと、この点につきましては、私としましては、現行法第一条の目的が、「織維工業設備に関する規制」と、こうなっておりますが、それに対して新しい法案のほうは「過剰設備の廃棄の促進」という字をはつきり出してあります。この法案自体それが非常に中心の課題である点を第一条の目的に出しておる点が違うかと思えます。それから、これは少しごまかくなって恐縮でございますけれども、現行法の第三章の第二十四条の書き方は、これはここに書いてございまして、毎年少なくとも一回いろいろ意見を聞いて、そうしてその「廃棄、格納その他の方法により処理すべき」と云々と、こういうふうな書いてございまして、この新しい法案の第十七条におきましては、この点、廃棄という点からは非常に明確になっておるかというふうな考

えておりますが、第十七条に書いてございまして、「精紡機の廃棄を促進しなければ繊維工業の合理化に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、」共同行為を実施すべきことを指示する」というふうにしてございまして、第十七条の共同行為を指示しますときの目的と申しますか、要請は何のためにあるかという点につきましては、廃棄の促進をしなければいけないという点にございまして、その点をはっきりいたしておきます。そういう点からまいりますと、現行法の第二十四条は、むしろ毎年少なくとも一回はやるというふうな点も勘案いたしますと、まあ本法の運用がよくなかったというふうなこともございまして、いわゆる需給調整的な意味合いが深い、こういうふうな感じ方をいたしております。

○大矢正君 次に、この共同行為についてでありまして、現行法によりまして共同行為につきましては、需給の状況その他を考へて通産大臣が「指示しなければならぬ」と、こうなっております。ところが、新法のほうは「指示することができぬ」と、こうなっております。これは、考え方の上でかなり違いがあるのではないかと私は思っております。逆に言うると、新法は指示しなければならぬという、言うならば義務規定でありまして別でありまして、現行法が大臣に義務を負わしている、逆に言うると、ところが、新法のほうでは「指示することができる」とありますから、してもしなくてもいいということになる。この法律の非常に大きな目的は過剰設備の廃棄にあることは当然であります。あわせて考えられることは、この三年間共同行為によつていかに繊維産業を合理化するかということにあると思つております。それに対して現行法ですら「指示しなければならぬ」と言つて、大臣に義務を課しているにもかかわらず、新法においては、やってもやらなくてもいいという、言うならば「指示することができる」という表現というものはさかさまではないかと、私はそう思うのであります。お答えをいただきたい。

○政府委員(磯野太郎君) 確かに御指摘のような表現の違いはございます。これは、実は私もあまり詳しくございませぬが、一つは法律の技術的な書き方、これはむしろある意味で法制局の従来のやり方、約束ごとかと思つて、第十七条におきましては、「合理化に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある」と認めるときは、「というふうに通産大臣の判断が入つております。それでそういうふうな判断が入つておるときには、共同行為といふますが、その義務を課するといふふうなことについて、通産大臣が法律上の義務負担につきまして、その権限をこの法律によつて指示することができるといふ書き方によつて、通産大臣がその権限を獲得するといふふうなことはなからうかと思つて、そういうふうな一つは法律の技術的な書き方の点はあると思つて、こういうふうになつておるかと思つて。

○大矢正君 先ほどの第三章の表現、それからただいまの共同行為に対する通産大臣の指示について、これははいま局長の御答弁によりまして、技術的なことでそうなつていようにお考えのようでありまして、私はそうではなくて、この法律が持つ基本的な性格の上において違つた面があるのではないかと、一つ一つの考え方を持つておられます。しかし、これはきょうは一とおき事務当局の御答弁だけをお聞きして、もう一度私を私持つておきますので、あらためて次の委員会で議論をさせていただきます。次に、十二時過ぎまでまいりましたので、あと一点だけ勉強のためにお尋ねをしておきたいと思つてあります。現行法によりまして、村区分については、先ほど来局長御答弁のとおり、十に区分をされておられます。私の認識に誤りがないならば、たとえば純毛糸においては、純糸、それから綿・スフ混紡、これらの糸をひくことができる、あるいはまた、梳毛に至りましては、梳毛もしくは梳毛式混紡糸はひくことができると、こういうふうな十の村区分それぞれに従つて紡出する糸の制限が四つに集約される。四つといつても、自由の分がありませんから、実際的には三つに集約されるというところになると思つてあります。現行法の十の村区分に対する認識は一応私は持つことができるとありますが、新しい法律に基づく三つの村区分ということ、具体的にはその紡績機械のひく糸の内容というものはどういうことになつてくるのか。勉強の意味で、この際できるだけ限りわかりやすく御答弁をいただければ幸いと思つて。

○政府委員(磯野太郎君) 御指摘のとおり、本法案におきましては、村区分を實質的に三つに集約をいたしております。それでまず第一の特徴でございますけれども、これは村区分でございますので、村区分をきめました意味合いからいまして、それぞれの村区分について専属糸が出てくるわけでございまして、その専属糸につきましては、これは従来と違ひまして、純糸だけというようにしてございまして、その純糸の内容は、他の糸の分が百分之以下とか、三％以下とか、いろいろきめ方がございますけれども、いづれにしても純糸を専属糸にしておりますので、たとえて申しますと、純毛糸につきましては、これは梳毛がそれ単独で第二の村を設定しておりますので、純毛糸は第二の村、つまり梳毛村しかひけない、第一、第三ではひけないということになつておきます。そういうことでは、第一の登録区分におきましては、綿、スフ、特綿、特織とも従来の村から入つておられますが、合織がございまして、ほかの村でひけなくて、第一の村に登録をされたものしか専属的にひけないものは、純毛糸、純スフ糸、純合織糸、こういうこととなります。第二の村では純毛糸、第三の村におきましては、そこに入つております現行法の村のものが四つ入りでしたが、純毛糸、純綿糸、純麻糸といふふうなものが第三の村の専属糸になつて、ほかの部落のものはひけない、こういうことではございまして、それからその次に、これも御案内でございまして、復合繊維時代に對処するという意味で、混紡糸につきましては、各村を問はず全部自由といふことになつたと思つて、したがって、綿とスフとの混紡糸、それから綿と合織との混紡糸、御案内のとおり綿三五％、テトロン六五％といふような糸が最近はやつておられますが、そういうふうなものは各村を通じてこれは自由にひけると、こういうことになつておきます。

それから、物理的な、あるいは機械的な構造から申し上げますと、これは私はいまよく知りませんが、知つただけを申し上げますと、第一の村に入りましたスフ村と現行のスフ村と綿村につきましては、同一の精紡機をもつてただいまの機械的な構造から申し上げますと、綿糸もひけるしスフ糸もひけるといふふうなことになつておきます。それから、毛の關係から申し上げますと、第二の村の梳毛式精紡機は、毛とそれから合成繊維の混紡糸は機械的にひけるといふふうなことではございまして、合織の關係は、いづれにいたしましても御承知のとおり合織糸を紡出しますために二通りの型がございまして、綿スフ型合織精紡機、それから梳毛式合織精紡機がございまして、これは綿スフ型の精紡機から申し上げますと、綿とスフあるいは綿スフと合織との混紡糸がひけます。しかし、合織と毛との混紡糸は綿スフ型の精紡機ではひけないといふことになつておられます。逆に毛と合織との混紡糸につきましては、これは梳毛式精紡機ではひけるけれども、綿スフ型の精紡機ではひけないといふふうなことになつておきます。

が多いと、こういうことになってお
ります。

○大矢正君 この過去において十の区
分が行なわれたそれぞれの機械とい
うものは、法律の上におきましては、他
の糸をひいてはいけない、こういうよ
うになっているからひかないだけで、
機械それ自身は他の糸もひけるとい
う状態に全部があるわけじゃないです
か。あるわけですね。その具体的な
とつ内容を資料にして出していただく
ことができませんか。これは私ども、
たとえばどの機械ならば何と何の糸
をひけるのかということの内容が実
はわからないのです、率直に言うと。
これでは過去の十の村区分を四つに、
実際には三つにしたから、それが具
体的にはどういう効果と影響を及ぼすか
ということについて理解するには非
常に困難なんです、できることならば、
この際ひとつそれを早急に出してい
だいて勉強してもらいたいと思っ
ております。

○政府委員(磯野太郎君) たいだま御
要求になりましたものは早急にお出
しします。まあ非常に大ざっぱに申
し上げますと、いま御指摘がございま
したように、大体綿とかスフのような
短繊維につきましては、これは同一の
精紡機をもって綿でもスフでも引ける
ということであらうと思えます。それ
から絹でございませうとか、いろいろ長
繊維と言っているのがございませうが、
これにつきましては、長繊維を引く型
の精紡機がまあ大体においてそれを引
いていける。非常に大ざっぱに申し上
げるとそういうことでございませうが、
いずれにいたしましても、これは資料
をつくりまして御提出申し上げます。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言も
なければ、本案に対する質疑はこの程
度にとどめまして、本日はこれをもつ
て散会いたします。

午後零時十一分散会

昭和三十九年五月二十七日印刷

昭和三十九年五月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局